

リサイクルプラザ工場棟給水散水ポンプ交換修繕 仕様書

1 総 則

本仕様書は、「リサイクルプラザ工場棟給水散水ポンプ交換修繕」に適用する。

2 概 要

リサイクルプラザ工場棟における、給水散水ポンプを交換修繕するもの。

3 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
総合環境センター リサイクルプラザ

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）まで

5 修繕内容

次に掲げる機器を別紙図面に従い交換すること。機器の交換に伴い、必要な取外しおよび撤去等を行うこと。なお、散水ポンプは市支給品とする。

(1) 交換機器

ア 給水ポンプ（型番：CAL32-160E） 1 台

イ 散水ポンプ（型番：CAL32-160E） 1 台

(2) 仕様

ア 吐出量：0.2m³/min

イ 全揚程：30m

ウ 原動機：2.2kW

6 提出書類

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 修繕写真帳 | 1 部（作業後） |
| (2) 修繕完成届(市指定書式) | 1 部（作業後） |
| (3) その他監督員が指定する必要な書類 | (必要に応じて) |

7 現場管理および安全管理

- (1) 本修繕の作業日および作業時間は、監督員、施設側と協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 受注者は、当該設備の機能を保全するため、専門知識を有する技術者を派遣し、当該修繕に従事させること。
- (3) 受注者は、本修繕を行うに当たって、労働安全衛生法および関係法令を

遵守するほか、作業の安全に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて作業者に適切な指示を行うこと。

- (4) 受注者は、修繕関連の物品について、修繕完了まで保管責任を負うものとする。
- (5) 業務中は、適切な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。
- (6) 修繕範囲外の機器設備および工作物に接近して作業する場合は、あらかじめ養生を行うなど、損傷を与えないよう保安上必要な措置を講ずること。
- (7) 使用する保護具、計器および工具類は、事前点検の上、正常であることを確認して作業の安全確保に努め、持ち込む電動工具については、事前に絶縁抵抗測定等を行い事故防止を図ること。

8 その他

この仕様書において疑義が生じた事項又は定めがない事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。

以上